

自治会町内会長 各位

区連会 3 月定例会説明資料
令和 6 年 3 月 21 日
区 政 推 進 課
地 域 振 興 課

政策局大都市制度推進本部室長
都 筑 区 長

都筑区制 30 周年記念・「特別市」説明会について（開催報告）

春分の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記説明会につきましては、各連合町内会及び自治会町内会より参加者をご選出いただき、ありがとうございました。また、平日夜間の開催にもかかわらず、当日は多くの皆様にご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。

説明会の開催結果について、次のとおり報告します。

1 開催概要

(1) 日時

令和 6 年 2 月 1 日（木）19：00～20：30

(2) 会場

都筑公会堂

(3) 参加者数

177 名（連合町内会自治会、自治会町内会、委嘱委員等の皆様）

(4) 地域代表者との意見交換（ご質問及び回答）

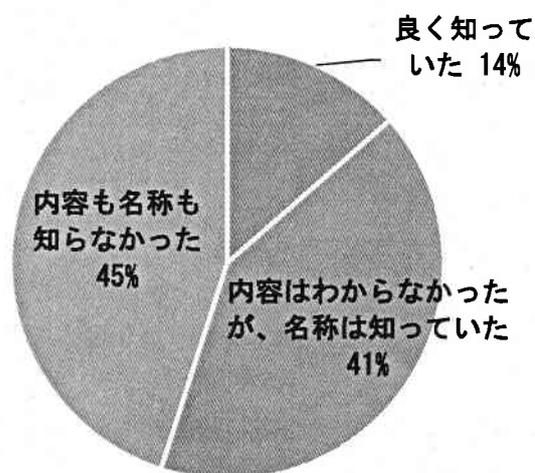
地域代表者からの質問	回答
特別市の実現には法制化が必要であり、横浜だけの問題ではなく、自治体の在り方をも変える非常に大きな取組だと思いが、国や県とはどのような調整・議論をされているのか。	神奈川県から「特別市の法制化は妥当ではない」との見解が発表されたことを受け、県内 3 政令市長と県知事の 4 人で特別市に関する議論を行い、今後もトップレベルで協議していくことに合意しました。また、共同で調査や研究を進めていくことについて県内 3 政令市から提案をしています。 国では内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、特別市の意義が認められています。法律を作るためには国会議員の理解が必要なため、全国 20 政令市の市長が集まる指定都市市長会では、特別市の法制化に向けた議論の加速化を求め、一丸となって国へ要望をしています。引き続き、国への要望活動や国会議員への働きかけ、県との対話などを丁寧に進めていきます。

<p>まだ多くの人が特別市のことを知らないように思うが、知らないままでは、特別市の必要性を判断できない。今後どのようにして住民に伝えていくのか。</p>	<p>特別市については、これまでも横浜市として取組を進めてきていましたが、市として伝えきれていないのが現状であると認識しています。</p> <p>今後も丁寧な説明を継続していくとともに、広報よこはまなどを通じて分かりやすい広報を展開することで、機運の醸成を図っていきたいと考えています。</p>
<p>市長が考える「市民にとっての一番大きなメリット」は何か。都筑区は子どもの人口割合が18区で最も高い区であるため、特別市への移行によって、子育てや教育の面で区民への混乱が生じないように進めていただきたい。特別市に移行することによるメリットのほかに、デメリットもあるのではないか。</p>	<p>特別市の一番のメリットは、これまで以上にスピーディー、かつ、きめ細かく市民の皆様の声に応えられるようになることだと考えています。そして、特別市は横浜市が独り勝ちする制度ではなくて、神奈川県全体を底上げする制度です。</p> <p>特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にないと考えています。特別市というのは、48番目の県を作るわけではなく、県の権限を持ちながら、市として市民の皆様に直接行政サービスを提供します。</p>

2 当日のアンケートについて

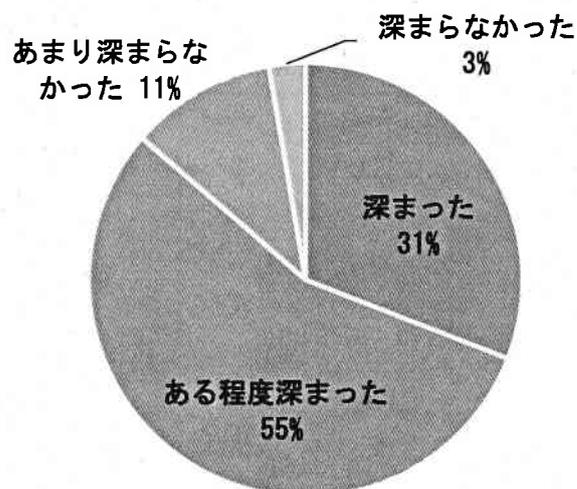
(1) アンケート結果

【質問1】説明会に参加する前に「特別市」を知っていましたか。



(回答数 111)

【質問2】説明会に参加して「特別市」について、理解が深まったと思いますか。



(回答数110)